

令和6年度 横浜市保育所等利用案内【旭区版】(令和6年5月入所以降)

申請方法・申請期間

保育所等の利用申請は **郵送** または **窓口** で受け付けます。
受付期間内にご申請ください。

受付期間 各月の申請受付期間は以下のとおりです。**締切日【必着】**です。

※追加書類の提出期間も各月の申請締切日（必着）と同じです。

利用開始月	申請開始日	申請締切日
令和6年 5月	令和6年 3月 11日 (月)	令和6年 4月 10日 (水)
令和6年 6月	令和6年 4月 11日 (木)	令和6年 5月 10日 (金)
令和6年 7月	令和6年 5月 13日 (月)	令和6年 6月 10日 (月)
令和6年 8月	令和6年 6月 11日 (火)	令和6年 7月 10日 (水)
令和6年 9月	令和6年 7月 11日 (木)	令和6年 8月 9日 (金)
令和6年 10月	令和6年 8月 13日 (火)	令和6年 9月 10日 (火)
令和6年 11月	令和6年 9月 11日 (水)	令和6年 10月 10日 (木)
令和6年 12月	令和6年 10月 11日 (金)	令和6年 11月 8日 (金)
令和7年 1月	令和6年 11月 11日 (月)	令和6年 12月 10日 (火)
令和7年 2月	令和6年 12月 11日 (水)	令和7年 1月 10日 (金)
令和7年 3月	令和7年 1月 14日 (火)	令和7年 2月 10日 (月)

申請方法

【郵送】 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12
旭福祉保健センター こども家庭支援課 保育担当 行
※**締切日必着**です。必ず余裕をもって郵送してください。

【窓口】 旭区役所 こども家庭支援課（3階33番窓口 Bボタン）
※平日8:45～17:00にお越しください。土日祝日及び土曜開庁日は対応していません。
※窓口は大変混雑するため、お時間に余裕をもってご来庁ください。
※その場で審査することはできません。ご用意いただいた書類の受理のみ承ります。

必要書類 令和6年度横浜市保育所等利用案内P16～19を必ずご確認ください。

結果通知 利用開始月の前月21日以降にお知らせします

注意点

- ・ご提出の前に、就労証明書を含む全ての書類に未記入・誤り等がないか、ご自身でよくご確認ください。
- ・ご提出された書類は、一切返却できません。コピーの提供等も行っておりませんので、必要な方は提出前にコピーをお取りください。
- ・複数のきょうだいを同時に申請する場合は、きょうだいそれぞれの申請書類一式をご用意ください。
- ・郵送の場合、書類の到着確認は承っておりません。必要に応じて簡易書留等をご利用ください。

必ず窓口での申請が必要な方

次の1～2に該当する方は、必ず窓口でご申請ください。

受付場所 旭区役所 3階 33番窓口 こども家庭支援課 保育担当

- ※平日8：45～17：00にお越しください。土日祝日及び土曜開庁日は対応しておりません。
- ※窓口は大変混雑するため、お時間に余裕をもってご来庁ください。
- ※その場で審査することはできません。ご用意いただいた書類の受理のみ承ります。

1 特別な配慮が必要なお子様の入所をご希望の方

障害のあるお子様や特別な支援や医療的な配慮が必要なお子様の申請を希望される方は、事前に下記の電話番号にご連絡いただき、来庁日時を調整の上、旭区こども家庭支援課（区役所3階33番窓口）へお越しください。

担当：旭区こども家庭支援課 子育て支援担当（045-954-6117）

2 横浜市外の保育所等を1施設でもご希望の方

- (1) 希望先の市区町村にお問い合わせいただき、申請方法・締切日・必要書類をご確認ください。
- (2) 旭区こども家庭支援課の窓口にご来庁いただき（郵送不可）、横浜市様式の書類と(1)の希望先市区町村で指定された書類をご提出ください。
※横浜市外の保育所等のみを申請する方は、希望先の市区町村の申請締切日のおよそ2週間前が旭区への提出期限です。その他の場合の申請期限については、旭区こども家庭支援課保育担当にお問い合わせください。

全体を通じた注意事項等

◆園見学について

必ず事前に保育所等の見学をし、希望施設をお決めください。アレルギー等のお子様のご心配事についても、申請前にご自身で希望施設に確認してください。

◆横浜市保育所等利用案内をよくお読みください。

◆給付認定保護者について

きょうだいについて既に給付認定を受けている場合は、既存の給付認定保護者に認定決定します。

◆「利用調整の優先順位が下がる」育休延長許容可の✓欄について

「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」というチェック欄を、【B利用申請書】の表面に設けております。こちらにチェックをすると、就労証明書等の必要書類を提出していても、ランクⅠ・調整指数-10・類型間の優先順位「求職中」となり、保育所等の利用調整において不利になりますのでご注意ください。なお、利用申請書の裏面における「利用開始希望日に入所できなかった時の予定」で育児休業延長にチェックしても、利用調整の優先順位は下がりにません。

◆転園を申請する場合

転園申請され、希望施設に内定された場合は、内定辞退しても元の保育所等を継続して利用することはできません。令和6年4月入所の申請は、令和7年3月まで有効です。転園をご希望されなくなった場合は、必ず取下げの手続きをしてください。

◆申請内容に変更があった場合

申請内容（保護者の就労状況・児童の預け先・家族構成・住所等）に変更が生じた場合は、必ず旭区こども家庭支援課保育担当に速やかにお届けください。必要書類や提出期限については、個別にお問い合わせください。

◆既に令和6年度の保育所利用申請をして保留となっている方

令和6年度の申請は、内定辞退や利用申請取下げをしない限り、令和7年3月1日利用開始分まで有効です。申請内容に変更がなければ、お手続きは不要です。（次年度4月入所の申請は別途必要です。）希望する園を追加・変更する場合は、各月の申請期間内に変更の申請をしてください。申請が不要になった場合は、すみやかに取下げの手続きをしてください。

